

第23回滋賀県首長会議の概要

1. 日 時 令和4年4月12日（火）14時～16時
2. 場 所 竜王町防災センター2階会議室
3. 出席者 知事、各市町長 ※近江八幡市長・草津市長・豊郷町長欠席
4. 概 要

テーマ1 母子保健・子育て支援の充実について

【滋賀県提案概要】

- 滋賀県では今年度の予算編成の方針に、次世代・子どもを中心の柱として位置付けており今日の議論も含めてさらなる充実につなげていきたいと考えている。県内では子育て世代包括支援センターを中心にしながら、母子保健分野と子育て支援分野がそれぞれの機能で役割分担しつつ、一体的にサービス提供していただいている。
- 県としても、不妊専門相談センターや子育て・女性健康支援センターなど、より専門性が必要な分野について広域的な相談支援や、ハイリスク妊産婦・新生児援助事業などの連絡体制の整備に取り組んできたところ。
- 産後の初期段階における産婦健康診査事業は母体の身体的機能の回復、また産後うつへの把握のために重要なものであり、できれば全ての県内市町で実施をお願いいたしたく情報共有したい。
- 県では予期しない妊娠をはじめとする、より困難を抱えた方へ支援を届ける仕組みに課題があると認識しており、支援体制強化のため、市町の取り組みを広域的かつ専門的な視点で支援していきたいと考えているところ。
- 県の取組として、「若年妊婦等支援事業」で不安を抱えた若年妊婦への支援のための相談窓口の開設や、「小さく生まれた児への支援」としてリトルベビーハンドブックの作成、「滋賀で誕生ありがとう事業」で子育て情報や企業協賛等のお祝いの品の提供を実施している。今年度の新規事業として「しが出会いサポート地域連携推進事業」で結婚支援センターとしてAIを活用したマッチング事業を行うもので10月に開設予定である。コロナ禍で妊娠・出産が減っていた状況もあり力を合わせてこの分野の取り組みを充実していきたい。

【湖南市説明概要】

- 子育て世代包括支援センターを保健センター内に開設し、母子保健コンシェルジュを配置している。令和2年度からは子ども家庭総合センターを設置し、子育て支援コンシェルジュとして保育士を配置、母子保健コンシェルジュと子育て支援コンシェルジュが連携しながら妊娠期から子育て期全般の支援を行っている。
- 母子手帳交付後検討会議を開催し、母子保健コンシェルジュと母子保健担当保健師が母

子健康手帳を交付した全ての妊婦に対し支援計画を作成し、支援計画に沿って地区担当保健師等が支援を行っている。出産後は全数新生児訪問を行う。乳児家庭全戸訪問事業支援検討会議を開催し、ハイリスク妊産婦訪問や新生児訪問等での様子を基に母子保健コンシェルジュと母子保健担当保健師、子育て支援コンシェルジュが支援計画を策定し、支援計画に沿って地区担当保健師が支援を行っている。

- 市内の産婦人科と母子保健コンシェルジュ、母子保健担当保健師がハイリスクの妊産婦の情報共有を行い、早期からの支援につなげるとともに、ハイリスク妊産婦、ハイリスク児の訪問指導依頼票により、随時、地区担当保健師が訪問を行っている。
- 湖南省では産後健診、1か月児健診の助成を行っている。毎年出生数の約75%の方が助成を受けている。この助成を行うまでは健診を受けた産婦の人数把握ができなかったが、助成を行うことで受診者数がほぼ把握できるようになった。また、健診を受けていただくことで産後うつ等、気になる症状のある産婦について医療機関から連絡をいただくことができ早期に支援につなぐことができるようになっている。
- 産後ケアについては産後デイサービス、ショートステイ、乳房ケア訪問を実施している。産後の支援者がなく育児不安の強い妊産婦に対し、妊婦訪問や新生児訪問時に案内して利用につなげ、開始年度から令和2年度までに、産後デイサービスは初年度5人であったのが、令和2年度には20人の4倍、ショーステイについては4人から12人の3倍と利用者が増加している。サービスを利用することで、育児に関する相談を専門職に行うことができ、不安の解消につながっている。

【高島市説明概要】

- 高島市も子育て支援に重点的に施策を拡充していこうという思いで中学生までの子どもの医療費は所得制限なしに無料化、保育園・幼稚園等の保育料の無料化、給食についても所得制限なしに完全無料化している。
- 妊娠・出産、あるいは子育てを連動して事業展開するべきとして施策を展開している。湖南省とほぼ同じような政策を展開している。
- 産婦健診は産後2週間、1か月の両方とも対象にしており、妊婦健診は回数にこだわらずに健診費用の全額の助成をしている。そのあたりが湖南省と異なる。あとはそれぞれ妊娠、あるいは出産に伴うフォローを、訪問やさまざまな相談機関でケアを実施している。
- 妊娠、あるいは出産を契機にして、メンタル的に産後うつのケースも散見され、高島市では3%から4%程度の妊産婦にリスクが確認されているが、しっかりと保健師活動や助産院の力を借りながらフォローをしているところ。

【各市町長発言概要】

- ヤングケアラーの問題が非常に多くなっている。令和2年度から家庭支援係を設置し支援を必要とする子どもたちへの支援、家庭訪問等々を行っている。

- 医療体制の支援や、高リスク出産の受け皿があるということは、本当に必要なことだと感じている。町では緊急の際の搬送に1時間近くかかってしまう。県内でも産科があるところとないところで、医療体制が全然違うということをぜひ知っておいていただきたい。子どもの医療費について、滋賀県も人口減に転じ始めてきているので早期の対応が必要ではないか。
- 子どもの医療費の無償化については県全体の状況を見ながら、しっかりと県としてもさらに充実をご検討いただきたい。本市も産婦人科医がなくなってしまい、県下全体における産婦人科、また産婦人科医の確保をしっかりと県としてご検討いただきたい。特に産婦人科医は令和6年度から医師の働き方改革がスタートする。ぜひ県として、特に滋賀医大と連携して産婦人科医を確保することに取り組んでいただきたい。産婦健診事業については充実が必要とのことだが、まさしくそのとおりだ。出産時に亡くられる方と、産後のうつ等で亡くられる方の数がほぼ等しいと聞いているので産後のケアが大切である。産婦健診を県内一斉に取り組むということで、現状の財源は国半分、市町半分だが県が4分の1負担をして、全19市町そろって令和5年度からスタートできるよう知事の決断をいただきたい。また、手続きにおいて集合契約というかたちを県で検討いただきたい。
- 子どもたちが、等しく医療にかかれるようにということを念頭に置いたらあってもいい話ではないか。産後ケア事業とか健診事業等については、産科や産婦人科の状況を考えたときに、滋賀県として医療機関と連携を図る中で、統一的な見解と、統一的な指針を持って子どもと親御さんを守るという視点に立っていただけるようなかたちが望ましい。不妊治療、不育治療、不育症への支援を始めようとしているが子どもを目線にやっついこうとするならそうした視線にも目を向けていくべきではないか。滋賀県のどの市町に行っても支援が受けられる環境が望ましい。
- 令和3年度から多胎児のケアサポート事業を他の市町に先だって実施している。対象者は年間十数組程度で、今後の多胎児ケアサポーターの育成や、質の確保、将来の継続した取り組みには限界があると考えているところがあって、保健所、県内での実施や、県単位での実施、支援が必要と考えている。岐阜県では県単位でこの多胎児ケアサポート事業の委託を実施しているとのことで滋賀県も同様に取り組みを進めていただきたい。
- 気になっているのは若年妊婦や予期せぬ妊娠で、結局、相談に行くまでにたどり着いていない。いかにそういった予期せぬ妊娠の人を把握するのかということを考えながら進めないといけない。産科の問題については産科と小児科が関わってくると考えている。県全体の広域行政の中で方向性をぜひ示してもらいたい。結婚の問題については、マッチングにAIを使っているということを知るので新しいデジタル技術を取り入れるという方針をしっかりと立てる必要がある。
- 発達障害への対応ができる医師の確保が難しく、滋賀医科大学から豊郷病院に月4回来院いただき診察を行っている。発達障害への対応が増えてきているので共有させていただきたい。

- 重要なのは福祉医療費の助成の在り方で県としてどこまでのことが必要なのかということをお示しいただきたい。市民の皆さんから問われるのは、なぜ福祉医療費の助成に市町の差があるのかという声大きい。
- 産婦健診はあまりクローズアップされていないが非常に大きな課題である。全市町そろってスタートできればいいと思っている。
- どのかたちであってもスタートを切っていただくと、一生懸命そこについていく努力をする。

【知事発言概要】

- このテーマを話題にすれば全県で揃えるという話が出ることは想定していた。ただ、どこまでを、どういう順序でそろえていけばいいのかぜひ皆さんと一緒に議論したい。
- 子どもの医療費について、各市町でそれぞれ違いがある状況で県がどこまで一緒に付いていくのかということは重要な課題だ。また、産婦健診やケアサポートなど、全ては難しい中でどれからどのような順番で取り組むのが効果的なのか、そういうこともぜひ皆さんと見解を合わせたい。
- 市町単位ではなく集合契約ですることにより負担軽減になるというお話もあったので県としても今後検討していきたい。
- 産科医、小児科医、周産期医療の助産師を含めた充実は滋賀医大とさらに連携してやっていきたい。その際に発達障害における医師確保も重要な課題だと思っている。
- 結婚の問題はマッチングシステムでAIを使いながら全県で出会いの場をつくれるようにしていきたいので市町のご協力も得ながら広げていきたい。
- このテーマでは、Sexual and Reproductive Health and Rights、SRHR、セクシャルリプロダクティブ・ヘルス／ライツとあって、社会的な取り組みが求められているところであるのでその先進地域となるよう滋賀県として目指していきたいという思いで提起した。

テーマ2 災害時における新型コロナウイルス感染症の自宅療養者の避難先確保について

【彦根市提案概要】

- 豪雨災害や台風等の際に避難所を開設する際に自宅待機の無症状や軽症の陽性者の現状の人数を考えるとどうやって避難を確保すればいいのか対応に困っており何か方法を見いだせればというのが今回の問題提起である。

【知事説明概要】

- 第6波で感染者が増加しそれを受けて災害が起こった時の避難所をどうするのか考えていく必要がある。今の感染動向は直近では3千人台でありこの時に災害が起こったらどうするのかということである。
- これまでの第6波までの経験も踏まえて対応できるように積極的疫学調査の重点化や保健所業務の効率化を進め医療提供体制をきちんと確保した上で社会活動との両立を目指してまいりたい。
- 自宅療養者の避難については国のQ&Aを基に県のガイドラインを策定し、それを基に各市町で検討いただいている。現状のガイドラインは自宅療養者の避難先は原則宿泊療養施設等とされているところだが感染状況や災害規模によっては身近な避難場所に避難せざるを得ない場合が想定されるので、近所の避難所に避難いただくということを前提にガイドラインの見直しをしていきたい。その見直し案が資料2-3であり課題等があれば提起いただきたい。
- 県と市町で自宅療養者の情報が共有できていないという課題があり、自宅療養者情報はあらかじめ県の「個人情報保護条例」の例外規定を適用して個人情報を提供し県と市町で共有したいと考えている。
- 令和5年に施行の「改正個人情報保護法」により地方公共団体の個人情報保護制度は全国的な共通ルールが設定されるので県と市町における必要な個人情報の共有も統一ルールで運用できるのではないかと考えている。

【各市町長発言概要】

- すでに5類扱いで取り扱っているのをまだ2類ということに問題がある。陽性者や濃厚接触者をいつ解放できるのか曖昧である。一般の避難所とコロナ陽性者の避難所を分けるという方針は示されていない。現実には即した対応をとらずに市町で考えるということで話を振っている。
- 現実はずでに5類扱いということ認めるべきだ。また、5類にしたら自己負担が増えるというのが負担を軽くする方法を取ることもできる。コロナの在宅療養者が現時点で何人いるのかという集計は出しているのか。どこに何人の方がいるのか市町は把握していない。

- 情報提供について、保健所は市町とコミュニケーションしながら、有事に備えて対応するようしていただきたい。在宅療養者の情報を共有することは、ぜひよろしくお願ひしたい。在宅療養者の避難先確保は原則、県の宿泊療養施設で受け入れることが大前提だ。今のマニュアルではまず災害時には在宅療養の方が本人自ら市町に連絡して支援を求めるとなっているが、まず保健所で対応するような情報伝達の仕組みをしっかりと整理いただきたい。備品等の充実や運営については保健所が市町に対して研修を施していただきたい。しっかりと連携してスムーズにできるようにしていただきたい。
- 避難所の関係について感染防止対策ができるようなかたちをつくるが、どのようにしていったらいいのかと、もっと細かい指針やガイドラインがあるということを経験した。そういったことを理解した上でいかにして想定しておくかということだ。避難所をどのようにすれば大丈夫なのかという医学的見地を県として市町と一緒になってもっと出していくべきではないか。
- 3年前から東近江では避難者の中に感染者がいたときや集団感染が起こったときの想定をイメージして運用している。県からの情報提供により現在感染者数等は毎日確認している。市立の事業所については責任を持って感染症対策や休校、学級閉鎖の措置を取る際の重要な判断材料になるので現状の情報提供を続けていただきたいと認識している。
- 実際に避難してくる人は受け入れるので提案のガイドラインのような体制をとるのはやむを得ない。各市町で確保を努力していくことが必要だと考える。ただし、緊急避難的に受け入れてもPCR検査等の体制や療養指示はなかなかできない。順次、県で準備する宿泊療養施設に移ってもらうといった2段階で対応するのがよいのではないか。
- 市の持つ公共施設だけで濃厚接触者や陽性者の避難場所の確保というのは非常に難しく、県の持つ施設も含めて避難場所として検討ができるように配慮いただきたい。保健所と情報共有をしているが突発的な災害のときに、本当にスムーズに情報共有ができるかという課題を想定してマニュアルやガイドラインに反映をしていただきたい。
- 宿泊施設がなく緊急時対応について苦慮している。県で、近隣市町に割り振ってもらえるとありがたい。県から感染者の情報は毎日送られてきている。
- 濃厚接触者の特定の積極的な疫学調査について、濃厚接触者に疑われる場合は施設長の判断で必要な対応をする、もし検査が必要だと判断されるのであれば、それも施設の判断でとのことだが、これまでも学校での感染拡大もあるなかでもっと方法があるのではなかろうか。
- 県立高校の体育館等や県立大学など、そういったところを用意していただきたいという趣旨で今回の提案をさせていただいた。

【知事発言概要】

- まさに現実を捉えながら一緒に考えようとしているということ。

5類の話があるが、変異による状況の変化が分からないということや感染を広げないための入院勧告や就業制限は一定対応する必要があり治療や注射に対する自己負担の課題もあり当面2類相当で対応していかざるを得ない。その前提で現在災害が起こったときの対応についても議論していこうということだ。

- 感染者数は日々公表しておりその中に入院中、宿泊中、自宅療養中の方、それぞれの人数は公表している。ただ、個別について今は共有できていないのでご協力をお願いしたい。
- 積極的疫学調査について、前提はおミクロン株の感染が主流の間だ。重症化する傾向も一定分かってきたのでこのような対策を採っている。保健所に助言を求められれば対応するのでご相談いただきたい。
- 情報共有を平常時から行うことは重要だ。県も全て情報提供するつもりであるので市町でその管理や人権への配慮も含めて受ける体制を取っていただきたい。
- コントロールセンターにおいて重症化する方や入院治療が必要な方は治療・療養ができるような体制を県として維持することを最大限努めていきたい。それぞれの地域の避難所に避難いただくということを前提に準備しないといけないので検査キット、機材は早急に県としても準備していきたい。その際に今コントロールセンターで整理している情報を避難所においても整理できる体制というのは必要で確保していきたい。
- 避難場所については、県立施設や場合によっては民間施設などにも御協力いただき積極的に確保していきたい。

以上